

くまもと食の安全安心のための基本方針

食をめぐるっては、牛海綿状脳症(BSE)問題をはじめとして、産地表示の偽装、輸入食品からの残留農薬の検出、ダイエット食品による健康被害、無登録農薬の販売・使用など、数多くの問題が発生し、県民に大きな不安を与えている。

このため、県では、総合的な食の安全安心確保のための施策を講じることとし、この基本方針において施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めるものとする。

I 基本的な考え方

食は生命と健康の基本であることから、食の安全安心の確保を県政の重要な課題と位置づけ、次の3つの基本的な視点で施策を進める。

1 「循環型社会」の視点

私たちの生活は、自然の営みの中にあり、食もまたこの循環の中で生産・消費されなければならない。消費者には、食品の購入に際して、環境との関わりも考えながら、生産方法や製造・加工過程など食品の由来を重視する、いわば安全性を買うといった意識が広がっており、県は「循環型社会」の視点に立った施策を展開する。

2 「消費者の安心」の視点

食の供給県として、消費者の健康への悪影響を未然に防止するために、生産から流通まで各段階で監視指導・試験検査を充実するなど、食の科学的な「安全」の確保を徹底する。さらに、消費者の視点に立ち、食の安全に関する情報を的確・迅速に提供・公開するなど「消費者の安心」につながるよう施策を展開する。

3 「パートナーシップ(役割分担と連携・協働)」の視点

食の安全安心の確保のためには、行政はもとより、生産者や事業者、消費者がそれぞれの役割を認識しそれぞれの立場に応じた取組を行うとともにお互いの考えや取組を理解しあい、連携・協働することが重要である。このため「パートナーシップ」に基づいた施策を展開する。

II 行政、食品関連事業者、消費者の役割

1 行政

行政は、消費者の健康保持を最優先に、施策を策定し、法令等に定められた監視指導に取り組むまた消費者等への的確な情報の提供や生産者製造・加工業者、流通業者等の食品関連事業者が行う食の安全確保のための取組を促進するとともに、消費者を含めた連携を働きかけるなど、食の安全安心確保のための総合的な調整の役割を果たす。

2 食品関連事業者

食品の供給行程に携わる食品関連事業者は、供給する食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全を確保するために必要な措置を講じ、また、正確かつ適切な情報の提供に努める。

3 消費者

消費者は、食の安全確保に関する知識をはじめ、生産者との相互交流などを通して食料生産についての理解を深め、食の安全安心確保に関する施策や食品関連事業者の取組に対する意見の表明や、安全な食品を購入するといった消費行動を通して行政の施策や食品関連事業者の取組を促すことに努める。

III 施策の体系と推進方向

1 情報の共有と連携の推進

(1) 情報の収集と提供・公開

①食の安全確保や危害発生防止等のため、国の食品安全委員会(仮称)等が行うリスク評価やリスク管理等、食の安全に関する情報の収集を積極的に行う。

②健康被害に関する情報、国・県等が行う検査や調査の結果、食品衛生法等の法令違反の情報など、食の安全に関する情報の管理・公表体制を整備するとともに、ホームページや広報誌等を活用し、また、報道機関を通じて、迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供・公開に努める。

③研修会等を通じ、食品関連事業者による正確かつ適切な情報の提供を促進する。

(2) 相談・苦情等への的確な対応

消費者等からの食に関する相談・苦情等に的確かつ迅速に対応する体制の充実強化を図る。

(3) 消費者等の意見の施策への反映と連携体制の強化

①インターネットをはじめ意識調査やモニター制度、消費者、食品関連事業者との情報・意見交換(リスクコミュニケーション)を通して、消費者等の意見を施策へ反映させる。

②消費者と食品関連事業者の相互理解を促進するため、フォーラムなどを開催するとともに、消費者と食品関連事業者のネットワークづくりを働きかけたり「くまもと食・農ネットワーク」などが取り組む交流活動を支援する。

③食の安全安心の確保に向けて、県、消費者及び食品関連事業者が、それぞれの役割に応じて連携し、推進する体制づくりを進める。

2 安全な食の生産、製造・加工、流通の促進

(1) 食品関連事業者の意識改革

安全な食の生産、製造・加工、流通等を確保するためには、法令等を遵守するとともに、消費者の健康保持を最優先に考えるといった社会的なモラルの確立が必要である。そのため、食の安全に関する研修会を開催したり、食品関連事業者が行う法令遵守のための自主的な学習会等の開催を促進する。

(2) 人と環境に配慮した安全な食の生産、製造・加工

- ①農林水産物の生産方式を再点検するとともに、土づくりを基本に農薬・化学肥料の使用量の削減に取り組む「エコファーマー」制度の推進や、養殖魚への給餌量の適正化など安全な農林水産物の生産や食品の製造・加工を促進する。
- ②農薬、動物用医薬品、水産用医薬品が残留基準を超えないよう、研修会や生産指導などを通じて適正使用の普及を図る。また、生産者の投薬量等の記録管理や残留農薬の自主検査を促進する。
- ③家畜ふん尿等については、生産者が行う処理状況の記録管理や堆肥化等の取組の促進を図る。
- ④飼料添加物や食品添加物が生産、製造・加工段階で使用基準を超えないよう適正使用の普及を図る。
- ⑤食品の製造・加工段階等における食品廃棄物の再生利用等を促進するため、普及啓発に努める。

(3) 衛生対策の推進

- ①食品の衛生管理の徹底のため、定期的な講習会の開催などにより食品関連事業者に対する衛生思想の普及啓発を推進する。
- ②食品関連事業者の自主的衛生管理体制の構築のためHACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく衛生管理手法の導入に向けた技術的な支援に努める。
- ③畜産物の生産や水産物の養殖に、HACCPの考え方に基づく衛生管理手法の普及を図り、衛生対策の充実強化を図る。

(4) トレーサビリティシステムの構築

農林水産物の生産から消費者への販売に至る各段階において、食品関連事業者が履歴情報を消費者へ提供するためのトレーサビリティシステムの構築を支援する。また、トレーサビリティシステムの構築の前提となる生産行程等の記録管理を促進する。

3 監視指導の徹底等

(1) 生産段階における監視指導

①農林産物の安全を確保するため、農薬取締法に基づく農薬の販売、使用に対する監視指導の徹底を図る。

②畜産物、養殖魚の安全を確保するため、動物用医薬品及び水産用医薬品の販売、使用の監視指導の徹底を図る。

(2) 製造・加工段階における監視指導

食品添加物の使用など衛生上の基準の遵守について監視指導の徹底を図る。

(3) 流通段階における監視指導

それぞれの食品の特性に応じた保存方法等、衛生上の基準の遵守について監視指導の徹底を図る。

(4) 輸入食品等の監視指導

①国と連携して健康食品を含む輸入食品に係る情報の正確かつ迅速な把握に努めるとともに、残留農薬など衛生上の基準の遵守について監視指導の徹底を図る。

②食品が大量に流通する年末や食品の傷みやすい夏場を輸入食品重点監視指導期間とし、関係事業者に対する巡回指導に消費者のボランティアの活用を図るとともに、関係団体等の協力を得ていくこととする。

③輸入食品の検疫時における確認検査等、輸入食品等の監視指導の充実強化を国に働きかけていく。

(5) 食品表示の監視指導

食品表示は、消費者が食品を選択し、安全に消費するための重要な要素であり、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令の適切な運用を図るとともに、消費者にわかりやすい表示の指導及び監視の徹底を図る。また、新たに表示が義務付けられた遺伝子組換え食品やアレルギー物質等を含む食品の適正表示の指導及び監視の徹底を図る。

(6) 試験検査の充実

食品などの試験検査を計画的かつ機動的に実施するとともに、民間も含めた試験検査機関の精度管理 により検査結果の信頼性確保を図る。

4 調査研究等の推進

(1) 調査研究の推進

①環境に配慮した農林水産業の推進を図るため、農薬や化学肥料、養殖飼

料等の使用量を削減しながら安定生産を可能にする栽培技術や水産養殖技術、家畜ふん尿の適正利用技術等の研究及び技術開発を推進する。

②天敵の利用や病害虫に強い品種の導入等の組合せによる農林水産物の生産技術や食の安全に関する調査・研究を推進する。

③国の試験研究機関や大学、民間の研究機関等との技術交流や情報交換等による連携協力体制を強化し、効率的な調査研究を推進する。

(2) 試験検査手法の研究

近年増加する検査対象項目についても迅速に対応できる新たな検査手法の導入や、検査分析方法の開発に努める。

5 食の安全安心につながる食育の推進

(1) 食生活指針の普及定着

健康で豊かな食生活を営むことは、食への関心を高め、食を通して食を育む自然環境や地域の食文化、ひいては食の安全についての理解につながる。このようなことから、消費者が家庭において、四季折々の地域の食材を味わいながら食について学び、健康的な食生活確立するため、県内各地で活動している食生活改善推進員や食育ボランティアによる啓発事業等を推進し「食生活指針」の普及定着を図る。

(2) 学習の機会の提供

消費者の食の安全に関する知識と理解を深めるため、県広報誌等による啓発を一層充実させるとともに、県職員出前講座や県民カレッジ等を通して学習の機会を提供する。

(3) 子どものときからの食育

子どもたちが楽しく食事をとりながら、望ましい食習慣を身につけるとともに地域の産物や食文化についての理解を深め、将来、安全な食を自ら選び食することができる力を育むことが大切である。このため、乳幼児の健診時や育児学級などにおける栄養士・保健師による指導、学校を通じた保護者への啓発活動を推進する。また、保育所、幼稚園、小中学校等における食に関する学習、地域行事や学校給食等での体験活動や地産地消活動を推進する。

(4) 人材の活用

①食生活改善推進員、栄養士、食・農・健康に関わる各専門分野を生かした食育ボランティアを育成するとともに、各地域において、これらの人材を活用した取組を推進する。

②消費者が、身近にある安全な農林水産物やその生産状況を学べるように「くまもとふるさと食の名人」など、地域の人材を活用した地産地消等の取組や地域行事を通じた食文化伝承活動を推進する。

Ⅳ 基本方針の実現に向けて

1 「食の安全対策会議」を中心とした庁内連携と危機管理体制の確立等

(1) 庁内連携の推進

「熊本県食の安全対策会議」を中心として、各部局が連携して総合的かつ効果的・効率的に施策を展開するとともに、食の安全安心確保に関する施策を推進するための全庁的な管理体制を整備する。

(2) 危機管理体制の確立

危機の未然防止や危機が起きた場合に備え、情報の共有や監視指導を充実強化するとともに、危機対応等のマニュアル化を進める。また、県民へ迅速かつ正確な情報提供を行うための体制を整え、関係機関との連携を図りながら危害の拡大防止、事態収拾を図る。

(3) 施策の評価と課題の整理

基本方針に掲げた施策の進ちょく状況を毎年度評価するとともに、課題の整理を行い、更なる施策の展開を図る。

2 環境保全や産業振興等の諸施策との連携

(1) 環境保全施策との連携

食の生産、製造・加工行程は、土壌や地下水、河川等の環境と相互に影響し合っている。このことを踏まえ、地下水や河川の汚染防止など環境保全施策との一層の連携を図る。

(2) 産業振興施策との連携

食の安全安心の確保は、地場産品の販路拡大効果や安全確保に関する新たな技術の開発に伴う新事業創出効果などをもたらし、食品産業の発展につながるものである。このことを踏まえ、産業振興策との一層の連携を図る。

3 国・他の都道府県・市町村及び関係団体との連携

(1) 国・他の都道府県・市町村との連携

食品流通の国際化・広域化の中で、食の安全安心確保に関する施策を実効あるものとするため、国の食品安全委員会(仮称)をはじめ関係省庁、及び他の都道府県との情報交換を積極的に行い連携を強化するとともに食の安全安心確保に関する施策について、国への提案を行う。

また、県の各地域振興局を通して、住民に最も身近な行政主体である市町村と積極的に連携を図りながら、情報交換や住民への広報、生産指導、監視指導などに取り組む。

(2) 関係団体との連携

行政、食品関連事業者、消費者が協働して食の安全安心確保に向け取り組めるよう、消費者の団体や食品関連事業者の団体との連携を強化する。